

平成 30 年度第 1 回

北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

日 時 平成 30 年 7 月 24 日 (火) 午後 7 時 30 分～午後 8 時 40 分
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 1 階 第 1 会議室
会議に招集された者 北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会委員
出 席 者 井中信一 (会長)、永田洋子 (職務代理)、山根収、淀瀬千賀子、
岡本恒之、石川悦子 (欠席委員 無)
説明のための出席者 健康推進課長 吉田千代美
健康推進課国保医療室 川本伸明
会議に付した事項 別添資料のとおり
議長 井中信一 (会長)

会 議 の 要 旨

開 会	午後 7 時 30 分
会長あいさつ	本日の内容は、「平成 29 年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について」、それから平成 30 年 4 月から新たな国保の制度が始まっている関係で、「平成 30 年度の国保会計について」となっています。そのほかに保険税の調定状況等説明がありますので、よろしくお願いします。
会議録署名人の選出	永田委員さんと淀瀬委員さんでお願いします。 (事務局提案により、委員了承)
会長	4 の内容に入ります。(1) 「平成 29 年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について」の説明をお願いします。
事務局	資料に基づき説明 資料 P 3～P 6 保険給付費が前年比 5.2% の減額となり、国保税収入は前年比 1% 程度の減額でしたが、1 人あたりの収入は増加。基金積立てを 70,000 千円行うことができ、赤字繰り入れ無しで、34,068 千円の繰り越しとなりました。
委員	今の説明で、基金積立との説明がありましたが、これは決算書には出てこないのですか？
事務局	予算書、決算書に出てきます。この資料の中では、補正額という形での表記になっておりますが、予算書でもきちんと積立金として計上されますし、

決算書の中でもきちんと計上されます。

会長 基金は、70,000千円だけですか？

事務局 合併直後は基金がありましたが、平成21年度で残高0となりました。その後積み立てることができず、一般会計からの赤字繰り入れが続き、平成28年度までは0でした。29年度においてようやく積立ができたこととなります。これは単年度だけのことではなく、27年度からの黒字による積み上げがあったことによります。よって、総額は70,000千円です。

会長 P6の前期高齢者率ですが、わずか5年で約10%上昇している。将来への影響は？

事務局 被保険者数は減少傾向にありますが、前期高齢者とされる65歳以上の方はしばらく増加傾向です。増加率について、北栄町は他市町村に比べこの増加の波が遅く、ここにきて一気に増加の波がやってきました。
この率が上昇すると、交付金が増加します。今後もこの傾向がしばらく続く見込みです。この傾向は全国的なものとなっています。

会長 (5)の繰入ですが、法定内の繰入ということで、決まったルールによって持っていくから、結局、この繰入れた部分を積立しているのでは？

事務局 基盤安定部分には保険者支援分と保険料軽減分があり、それぞれ国・県の財政負担があるので、これが一般会計に入ってきています。これに町の負担分を合わせたところが国保会計に繰入れられています。法に定めるものであり、繰入れには問題ありません。

会長 分かりました。
他にはありませんか？無ければ「平成29年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について」の報告は、これで終わりたいと思います。続いて、(2)「平成30年度北栄町国民健康保険事業特別会計について」の説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明 資料P7
県が保険者となった関係で、歳入において、各種交付金等の受入れがなくなり、その代わりに県支出金として、保険給付費等交付金、県繰入金(2号分)が新設。歳出においても、各種拠出金等の負担がなくなる代わりに、国民健康保険事業納付金の支出が必要となった点を説明。

委員 確認ですが、県が連合会を通じて医療費を支払うと認識しているのですが、

そういうことでよろしいでしょうか？この予算内訳を見ると、支出に保険給付費があって町が支払うようになっていますが。

事務局 保険給付費については、町が支出します。かかった費用は県から受け入れますが、連合会への支出は町が従来どおり行います。

委員 これまで町が独自で保険税を集めて、医療費を払っている。町によって差が出てくるので、苦しいところも出てくる。北栄町は収入が高いから、赤字繰入せずに大丈夫ですが。今、財政破綻になっているから、県が保険者となり、町は県が定めた納付金を支払い、県が医療費を払うと思っているが。

事務局 この話のスタート時点ではそういう話になっていましたが、最終的に町が支払う形となりました。その財源は県から同額をもらう形になります。

委員 当初の話と違いますか？

事務局 確かに協議がスタートした時は、県が支払いできないかというところで話がスタートしましたが。

委員 そのために一本化して財布が1つになるという話だったのでは？

事務局 財布は1つです。支払った額と同額が交付されますので。県が直接支払うことに法的な問題があったと聞いています。

委員 県が絡む必要はないと思いますが。
国から入ってくる交付金を県がもらい、それを財源にして苦しい自治体に税制補填したり貸し出しすることで単年度の赤字がないようにする点が、県が絡むメリットと思っていたが、結局町が支払うのだったら、県が関与する必要はないような気がします。

委員 結局、市町村の事務量は減らないわけですね。事務軽減もしないと。人件費や事務費も減っていかないと、一本化したメリットが出てこないと思いますが。

事務局 後期高齢者医療は、委員さんがおっしゃる方法になっており、町が保険料を集めますが、支出は全て広域連合が行っています。国保は後期とは少し異なっています。

一本化の大きな意味は、小さな自治体のリスクを抑え、財政を安定化させることですので、その役割を果たしていくと思われま。

委員	県が絡むことで、例えば、事務従事する職員が減ればよいが。
会長	ここで、これ以上この話を続けても結論がでないので、このあたりにしたいと思います。 先ほどの事務局説明で、国保税を国保事業納付金に充てるという意味ですか？
事務局	そのとおりです。
会長	予算内訳の中で、1千円計上されているところがありますが、その意味は？
事務局	歳入として入ってくる可能性がある科目について、ひとまず計上しています。
会長	分かりました。
委員	予算額が0円の部分を表記しているのは、29年度との比較をするためですよね？
事務局	そのとおりです。
会長	国保事業納付金の使途は？
事務局	医療費の支払になります。先ほどの話になります。
会長	他にはありませんか？無ければ「平成30年度北栄町国民健康保険事業特別会計について」の報告は、これで終わりたいと思います。続いて、(3)「平成30年度北栄町国民健康保険税の調定状況」の説明をお願いします。
事務局	資料に基づき説明 資料P8 被保険者数が減っているが、調定額は増えていることを説明。 要因として、医療分の賦課限度額の改正（54万円⇒58万円）、被保険者の所得増に伴う所得割額の増加が考えられる点を説明。
委員	30年度の収入見込みで、徴収率を98%で見込むとあるが、実績はどうですか？
事務局	もう少し良い状況です。
委員	この数字で見込む理由は？

事務局	確実なところでの数字で見込み、計画を立てています。
委員	徴収率の低いところもあると聞いている。がんばっているところにはプラスαがあると聞いた。北栄町は高いほうで、今の数字よりも高いということですか？
事務局	29年度の現年徴収率は99%の実績です。
委員	被保険者数が減っているということですが、こういう流れですか？
事務局	近年はこの流れです。月によって変動はありますが、年度末に向けて減少していく傾向にあります。
委員	退職被保険者の調定額がすごく減っているのは？
事務局	退職被保険者の対象が64歳までとなっている点と、制度が27年度で終了し新規加入がないということで、減少するのみです。
会長	他にはありませんか？無ければ「平成30年度北栄町国民健康保険税の調定状況」の報告は、これで終わりたいと思います。続いて、(4)「国民健康保険事業納付金について」の説明をお願いします。
会長	
事務局	資料に基づき説明 資料P8 国保税の収入見込から、計画通り納付できる点を説明。 加えて、保険者努力支援制度についても説明。今年度重点的に取組む項目として、ジェネリック医薬品の使用割合を増やす、多剤投与者に対する取組みを行うことを説明。
委員	多剤投与者を調べることができるのですか？
事務局	レセプト（診療報酬明細）がデータ化されていますので、そこから抽出することができます。
委員	どうやって指導するのですか？医者が必要だと処方しているものをそのとおりにもらうことになるんじゃないでしょうか？
委員	お薬手帳を見ると、確かに同じような薬をもらっているケースはあるようです。また、同時期に、自分の判断で効かないからといって別の医療機関にかかることもあります。ついでに薬をもらう（貼り薬など）こともあるようです。お薬手帳については、約8割の方が持参されている状況です。

ジェネリック医薬品については、浸透しているとは思いますが、本人負担が低いと患者の意識もあまりないようで、「薬はこれまでどおり」といったようなことがあり、切替しないこともあります。差額通知が出ていると思いますが、「届くのが嫌」とか「見たことがない」等の声を聞きます。この点はどうなのでしょう。届く書類が多いから見ないのでしょうか？

事務局

圧着式のはがきでお届けするのですが、年に2回行っています。医療費通知と同じような見た目ですので、混同しておられる方もいるのではと思います。

委員

先ほども言いましたが、やはり本人負担が低いと、どうしても意識があまりないようで、このあたりが難しいところですね。

会長

この議題についてはここまでとし、次の（５）「被保険者証の更新について」の説明を受けてから、全体を通しての質疑等を行うこととします。

事務局

資料に基づき説明 資料P 8
被保険者証の表示が一部変更になる点を説明。

会長

（５）については特に質問等ないようですので、全体を通しての質疑等はありませんでしょうか？

会長

県一本化になり、努力したところに見返りが無いといけませんが、先ほど説明のあった２点以外にも何かメニューはあるのですか？

事務局

いろいろございます。主なものは、税の徴収率、特定健診やがん検診の受診率、個人へのインセンティブ提供、重症化予防の取組み等があり、これまで配点が高いものとしては、糖尿病重症化予防の取組みと税の徴収率でしたが、今回の見直しで先ほど説明した２点が新たに重視されることとなりました。

ジェネリック医薬品の使用割合について、これまでは町内に薬局が３つ以上ないとそもそもの要件を満たしていませんでしたが、今回から被保険者の使用割合に基準が変更になりました。

取組み結果によって交付金の額が決まりますので、継続した取組みが必要となります。

２９年度の取組みに対する結果としては、県内で一番高い評価を受けましたので、引き続き取組んでいきたいと思っています。

委員

それはいいことです。引き続き取組んでください。

会長	他になければ、事務局の方から何かありますか？
事務局	次回の運営に関する協議会の開催の時期ですが、国から納付金算定に係る係数が示されてから1月下旬に開催させていただく予定です。
会長	では、今後の運営に関する協議会の開催については、そのようにするというところでよろしいですか？
	委員 了承
会長	他にございませんか？
委員	この会の名称ですが、変更になったのですか？
事務局	大変失礼いたしました。会の冒頭に説明すべきでした。 県が保険者となり、県に運営協議会が設立されたことに伴い、名称の変更が必要となりました。今年の3月に条例改正を行い、「北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会」となりました。
委員	分かりました。
閉会	他にございませんか？ それでは、これで閉会といたします。どうも、ご苦勞様でした。
	午後8時40分